平成２７年度自動消火器設置業務委託（単価契約）　仕様書

１．業務内容

65 歳以上の在宅高齢者の生活上の便宜を図ることを目的とする、大阪市在宅高齢者日常生活用具給付事業により、在宅高齢者宅へ自動消火器の納品・設置を行うこと。
なお、詳細については、以下のとおりとする。

２．商品仕様

噴射部と液状の消火薬剤タンクが分離し、温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射できるものであり、下記の仕様を満たすもの

【一般火災用】

項目	仕様
性能評価	日本消防設備安全センター性能評定合格品
作動温度	65℃程度
薬剤容量	3L
公称防護面積	1㎡ 以上
放射時間	20 秒以上
重量	8kg 程度
全高	約 610mm 程度
最大幅	約 135mm 程度
放射導管	φ11mm×3m 以内

【台所火災用】

項目	仕様
性能評価	日本消防設備安全センター性能評定合格品
作動温度	95℃程度
薬剤容量	3L
公称防護面積	1㎡ 以上
放射時間	20 秒以上
重量	8kg 程度
全高	約 610mm 程度
最大幅	約 135mm 程度
放射導管	φ11mm×3m 以内

３．業務詳細

（１） 受注

各区保健福祉センター（福祉業務担当）が対象高齢者へ自動消火器の給付決定後、連絡票(様式 1)を受託者あてに電子メールにて送信することにより随時発注を行う。
ただし、年度末については、大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課(在宅サービス事業グループ)と調整のうえ,年度内に設置業務が完了できる受注期限を定めること。

（２） 納入期限

納入日時について、連絡票（様式 1）に記載の納入期限内（概ね１ヵ月）に納入すること。
ただし、利用者の都合、又はその他やむを得ない事情によるものはこの限りではない。
なお、年度末においては、上記（１）の受注期限までに発注されたものは、年度内に設置業務を完了すること。
万一、連絡票（様式 1）に記載した納入期限を超過する場合は各区保健福祉センター（福祉業務担当）へ連絡すること。

（３） 調整

発注を受けた受託者は、利用者と納入日時の連絡調整、用具種別の確認、用具の形状・工事内容についての説明等を電話等により行うこと。

（４） 納品及び設置

・ 納品及び設置作業に際しては、次の図を参考にした作業員用名札を着用すること。

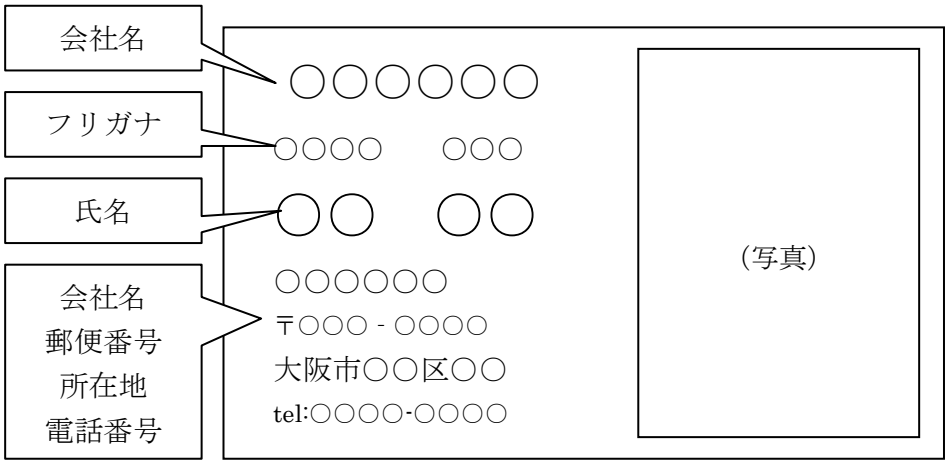

・ 給付決定された自動消火器の種別に応じ、下記の場所へ商品を設置すること。

種別	設置場所
自動消火器(一般火災用)	居室
自動消火器(台所火災用)	台所

・ 商品の設置は、利用者の生活実態にあわせて熱感知ノズル、消火装置本体の設置位置を設定することとし、利用者と充分に相談のうえ設置すること。
・ 消火器本体と熱感知ノズルを結ぶ放射導管の布設については、おおむね50ｃｍごとに支持を設けること。また、支持を設ける際には取り付けネジ等により、壁・天井等に隠ぺいされた電線等を損傷させないよう十分に注意をすること。
・ 商品の設置は、確実に作動することを担保し、安全性にも充分に配慮すること。
・ 商品設置時に利用者へ必ず取扱説明書に基づき商品の説明を行うこと。
・ 納入の際は商品設置と引き換えに、下部欄に業者納入日、受給者氏名、対象者との続柄の記入と受領者の押印がされた在宅高齢者日常生活用具給付券(様式 2)を受領すること。
(受領者については対象者本人又は同居者とすること。)
・ 委託料については利用者宅への自動消火器の納品・設置１台に対する単価であるため、納品時に対象高齢者が不在であった場合、納品時に対象高齢者が設置を取下げた場合等、設置に

至らなかった際に発生する費用については受託者負担とする。

・ 商品の設置以外の追加工事の希望により発生した費用については利用者負担とする。

（5） 報告

納入月の翌月 10 日までに

・受領した日常生活用具給付券(様式 2)

・納入報告書(様式 3)

・納入先一覧(様式 4)

・設置業務報告書(様式 5)　　…　設置前・設置後の写真を添付すること

を大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課(在宅サービス事業グループ)へ提出し履行完了の報告を行うこと。

ただし、年度末については、早急に報告をおこなうこと。

（6） 支払い方法

支払い方法については、納品月単位で毎月の実績払いとする。

（7） 情報管理

本業務については、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

・ 本業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。

・ 本業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。

・ 本業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。

・ 必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

4．契約方法

納品・設置１件あたりの単価契約

5．納入期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

6．予定数量

41 台（一般火災用：8 台　台所火災用：33 台）

※ただし、予定数量については、概算であり数量を確約したものではなく、数量が増減することがある。

7．業務対象範囲

大阪市全域

８．特記事項

（１） 納品・設置については特段事情がない限り、平日 9 時から 17 時を原則とする。

（２） 借家に居住する利用者が家主等（住宅管理者）から設置にあたって申請書類の提出を求められた場合は、受託者において作成すること。

（３） 契約商品が製造中止となった場合には、主管担当の承認を得た上で後継機種に変更することができる。

（４） 受託者は、本業務にかかる処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（５） 本契約の履行に際して、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の趣旨を踏まえ、別紙 1「特記仕様書」を遵守すること。

（６） 契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例」に基づき、別紙 1「特記仕様書」を遵守すること。

（７） 受託者は、契約後すみやかに作業従事者の体制表(様式 6)を報告すること。

（８） 契約の履行に際して、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、別紙 2「車両使用に係る特記仕様書」を遵守すること。

９．担当

〒530－8201
大阪市北区中之島１丁目３番２０号
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課
久保田　大志
Tel：06-6208-8052
Fax：06-6202-6964

（様式１）

平成　　年　　月　　日

御中

【発注元担当名】
（担当：　　）
電話：　　－

連　絡　票

下記のとおり、　　について取り扱いよろしくお願いいたします。

記

発行番号 （電話機は不要）	対象者氏名	現住所・連絡先
納入期限		備考
平成　　年　　月　　日		□一般火災用　　□台所火災用
平成　　年　　月　　日		□一般火災用　　□台所火災用
平成　　年　　月　　日		□一般火災用　　□台所火災用
平成　　年　　月　　日		□一般火災用　　□台所火災用
【その他連絡事項】		

（様式２）

在宅高齢者日常生活用具給付券

発行番号	第　　号		
対象者氏名		生　年　月　日	年　月　日
現　住　所			
申請者氏名			
用具種別			
自己負担額		納入期限	

平成　年　月　日

大阪市○○区保健福祉センター所長　　公印

業者が納入した日	年　　月　　日
用具受給者 氏　　名	○ 対象者との続柄（　　）
備　　考	対象者は、本券と引き換えに用具を受領してください。 その際記載された自己負担額を業者にお支払下さい。

（様式３）

平成　　年　　月　　日

大阪市福祉局長　様

住所又は事務所所在地
商　号　又　は　名　称
氏名又は代表者氏名　　　

（様式４）

納入先一覧【自動消火器[□一般火災用･□台所火災用]】

（平成　　年　　月分　　－　　）

No.	発行番号	区名	対象者氏名	受注日	納品日	備考

(様式５)

平成27年度自動消火器設置業務委託(単価契約) 報告書

NO.		氏名		
受注日	平成　　年　　月　　日		納入･設置日	平成　　年　　月　　日
住所･連絡先	電話　(　　)　　－			
設置場所	□台所(台所火災用)　・　□居室(一般火災用)			
【設置前写真】				
【設置後写真】				

（様式６）

平成　　年　　月　　日

大阪市福祉局長

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

平成２７年度自動消火器設置業務委託（単価契約）作業体制表

自動消火器設置業務を次の体制にて行いますので、報告します。

[作業実施体制]

担当者名	電話番号	担当する作業内容	備考

（別紙１）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特　記　仕　様　書

（条例の遵守）【5 条関係】

第１条　受注者および受注者の役職員は、平成 27 年度自動消火器設置業務委託（単価契約）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成　18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第２条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

そ　の　他　特　記　仕　様　書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

（別紙２）

車両使用に係る特記仕様書

１　本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車を除く）は車種規制適合車等でなければならない。

「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 14 第 9 項に定める自動車であり、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

２　荷物又は廃棄物の搬出に際して、本市職員が「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

（※　「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。）

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
　自動車排ガス対策グループ
電話：０６－６６１５－７９６５